

ホームページ http://hb4.seikyou.ne.jp/home/ODUnion/

第178号 **岡山大学職員組合** 〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1

電話 086-252-1111 (代)

7168 (内線)

直通 TEL&FAX 086-252-4148

メールアドレス ODUnion @mb4.seikyou.ne.jp

60 分講義は学生・教職員にとって本当に有益なのか?

2014年

8月8日

先月号に掲載したクォーター制と併せて、大学側は教職員へ十分な説明や意見の収集を行わないまま、60分講義を既定路線として強引に大学改革を進めようとしています。大学側は現在の90分講義により2単位の講義時間が22.5時間となっているところを、1単位を大学設置基準所定の60分として、2単位の場合は30時間の講義へ変更しようとしています。また、教育研究評議会の資料には

- (1) 平日は8限まで(8:40 始業, 18:30 に8限が終了。休み時間は10分, 昼休みは50分)
- (2) 土曜日は5限開講(資料に開講時間帯は明記されていない)

時限	1	2	3	昼休み	4	5	6	7	8
開始	8:40	9:50	11:00	(50分)	12:50	14:00	15:10	16:20	17:30
終了	9:40	10:50	12:00	(30)))	13:50	15:00	16:10	17:20	18:30

平日 8:40~18:30 週 40 時間

土曜 5時間(時間割の詳細は不明)

の時間割が描かれています。

十分な説明が行われず、教職員の大半がどのような変更が行われるかを十分に理解していない中、大学改革の名の下で教職員の労働研究環境を大きく悪化させる変更が行われることに、岡山大学職員組合は断固反対し、大学側へ十分な説明責任の履行を求めます。それが行われないまま、60 分講義やクォーター制が導入され、現状でも不十分な労働研究環境がさらに悪化した場合、岡山大学からは優秀な教員が他大学へ流出し、大学そのものも崩壊しかねません。60 分講義の導入では、次のような点が懸念され、本当に学生・教職員にとって有益な改革になるのか、大いに疑問が残ります。全学的な議論を経て、民主的なプロセスで大学改革が行われることを強く期待します。

(1)60分講義は本当に学生のためになるのか?

60 分講義の導入は、レポートの作成やテスト勉強といった時間を要する自主的な勉強時間を減らし 学業へ多大な影響を与えると同時に、アルバイトにも大きな制約をおよぼすほか、一日の講義時間の 増大により却って集中力も落ちるのではないか。

- ・学生はいつレポート作成やテスト勉強, その他の自習をするのか?
- 講義時間が増えることで多くのことを1セメスターで詰め込まれても習熟度は下がるだけだ。
- ・アルバイトは学生の本分ではないかもしれないが、経済的に苦しい学生も多く、学業を続けるためには**ある程度のアルバイトが可能な時間の確保も必要**では?
- ・18 時半まで講義を行うと、**学生は疲労して集中力が下がり理解度も低下するの**ではないか?
- ・法学部,経済学部の夜間主では、夜間の講義を 60 分 $\times 4$ コマにすると 23 時以降に講義が終了することになり、学生に大きな負担を強いることになる。
- ・国立大初の 60 分講義の導入とされているが、他大学と比べて 1 単位を修得するのに必要な講義の 時間が長くなると、むしろ大学の人気が下がるのでは?
- ・ 学生が部活動やサークル, 各種課外活動を行う時間は確保されるのか?

- (2) 労働時間の増加に対する給与面での対応はあるのか?
 - 教員の**労働時間が増える**ことは明らかであるのだから、そこの給与の手当てをどうするつもりか?
 - ・裁量労働制を盾に、**増加した労働時間の給与を増やさない**というのであれば、今回の変更には断固 反対である。
- (3) 研究に充てる時間が減少するのでは?

研究大学でありながら, 講義の時間を増やし**研究に充てる時間を減らす**のは本末転倒ではないか?

(4) 研究の効率が著しく低下し、研究を優先すると休みが取れないのでは?

実験を伴う研究は主に平日に行うものであり、土曜日に講義のために出勤して平日に代休を取ると研究の能率が著しく落ちるほか、共同研究を行う場合は、企業とのやり取りにも大きな影響がある。

- ・研究の推進を考えると、代休を取りづらい。
- ・今でも代休がきちんと取れない実態があるのだから、その問題をまず解決するべきで、研究推進の ために休日が減ると、**教員の心身の健康やモチベーションに甚大な影響**を及ぼす恐れある。
- (5) ワークライフバランスの理念に反するのでは?

ワークライフバランスが求められる中で、土曜日も講義というのは明らかにそれに反する。

- ・平日に確実に代休が取れる方策を考えているのか?(代休日には、代休取得者に関係する会議の設定も一切禁止するなど)
- ・ただでさえ書類の作成といった事務作業に追われているなかで、さらに講義時間が増加すると本当 **に休みが取りづらくなる**。事務作業の効率化も徹底的に行い、教職員の負担を軽減するべきだ。
- ・現実問題として平日 18:30 まで授業を行うことは、子供を保育園や学童保育に預けて働く親には非常に困難である。
- (6) さらに労働環境が悪化するのでは?

給与等で他大学と大きく水をあけられており現状でも決して良いと言える労働研究環境ではない中, 益々労働研究環境が悪化することで働く魅力を感じられなくなり,教員の他大学(特に私立大学)へ の流出が加速度的に増加し、大学を支える教員がいなくなる恐れがある。

- ・労働者を大事にしない企業は**ブラック企業**と呼ばれ社会問題になっているが、検討されている内容 はそれに近いものと感じられる。
- (7) 民主的なプロセスで教職員の意見を反映した決定が行われるのか?

議論の経過を公表せず、意見を募ることなく密室的な会議で検討を行い。教職員に十**分な説明を行わず、教職員の意見を誠実に聞くことなく、変更点を既決事項として強引に大学改革を進めるやり方そのものに問題**があるのではないか?

・最終的には教職員が皆ついてこなくなり、大学が崩壊する恐れすらある。

クォーター制, 60 分講義の導入に関して、早くも組合には以下のような疑問や意見が寄せられています。

- ○現在の週1コマを2コマに換算すると単純にコマ数が倍になるが,8時限体制では現行の5時限体制のものは入りきらず対応できないのではないか?
- ○集中力を維持するために60分にするのはよいかもしれないが、1日に8限は詰め込みすぎである。
- ○授業の間が 10 分しかなく, 学生は教室の移動が大変である。以前も同じ問題があり, 15 分にしたと 記憶している。
- ○教職課程を履修できないおそれがある。
- ○他学科科目聴講が、基本的にできないのではないか?

先月号で紹介した職員組合からの質問書に対し大学側は、「計画がまだ回答できる段階にないので文書での回答は控えさせてもらう」(7月18日付け)との連絡をしてきました。

つまり、大学執行部は、「教育研究評議会で決定したから改革を進める」と言っているようですが、その理由を、執行部自体否定していると言えます。内容の議論はこれからです。 職員組合としては、これからの議論が以下の条件をクリアーすることを求めます。



以下の条件を満たさない60分・クォーター制導入に反対する

1. 大学は法律を守り教授会の審議権を保障せよ

今回,教員学生に多大の影響をもたらす制度改革が導入されようとしているにもかかわらず,大学執行部は教授会での議論を避けている。しかし,学校教育法 93 条が,「大学には,重要な事項を審議するため,教授会を置かなければならない。」と定めているように,重要事項を審議するのは,教授会の権限である。これを無視する運営は,違法行為としか言いようがない。

確かに、審議した結果の拘束力については必ずしも明文はなく、大学の慣行によっているが、審議させないのはおかしい。法人化以降、教授会が大学の経営事項について審議決定することは少なくなってきたのは確かであるが、93条がある以上、この問題は教授会が審議すべきである。

なお,何を審議する権限を教授会が持つべきかについて,今回の法改正において,国会で議論がなされ,その結果,次のように定められた。

学校教育法第93条 大学に、教授会を置く。

- ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学,卒業及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが 必要であると認めるもの

つまり経営事項に関しては、教授会の審議権からは外れたのであるが、しかしながら、学生の入学・卒業に関すること、および教育研究に関する重要な事項は、教授会に審議させなければならず、そしてこれらにつき決定する場合は、教授会の意見を聞かなければならないのである。この法律は、来年の4月から施行されるが、その施行通知によれば、

第93条第2項第3号の「教育研究に関する重要な事項」には、教育課程の編成、教員の教育研究業績の審査等が含まれており、その他学長が教授会の意見を聴くことが必要である事項を定める際には、教授会の意見を聴いて定めること。その際、教授会の意見を参酌するよう努めること。

なお、参酌とは、様々な事情、条件等を考慮に入れて参照し、判断することであること。

とされている。つまり、60分クォーター制の導入のような問題は、教育課程の編成にかかわる事項ゆえ に、学長は、教授会の意見を聴き、その意見を参酌しなければならないとされているのである。大学執 行部は、法律の要請を守らねばならない。

2. 意味のない改革、改革のための改革は許されない

大学執行部は、「改革に取り組む大学(のみ)を第3期に向けて重点的に支援することを、政府文科

省は明言している」(教育研究評議会資料から)ということを錦の御旗にしているようだが、そうだからといって無意味な改革で学内を混乱させることは許されない。

改革の目的が重要であること、目的と改革の中身に実質的な関連性があること、弊害が大きくなりすぎないことが必要である。

大学執行部は、クォーター制導入の目的を、留学を促進し、学生が能動的に長期にわたる活動を行う環境の整備を目的とするとしているが、もし、制度改革がそのような結果をもたらさないことが明らかならば、即刻、改革を中止すべきである。また、そのような結果が得られたとしても、弊害の方が大きいことが分かれば、やはり中止すべきである。60分授業についても、単位の実質化が目的といっているが、同様である。教授会で大いに議論すべきである。

3. 学問的ディシプリンを同じくする教授会の独立性を尊重すべきである

ある学問について有効な教授法が、他の学問にとって有効とは限らない。学問的ディシプリンを同じくする教授会の判断を尊重すべきである。現に、今年度、全学は 90 分授業制を取っているにもかかわらず、医学部は 60 分制を導入している。この方法が医学教育に適しているならば、我々はそれに、何ら異論を唱えるものではない。同じように、全学が仮に、60 分・クォーター制に移行することを決定したとしても、各学部の事情により、独自の判断をすることは認められなければならない。

4. 教員の研究条件, 教職員の労働条件の悪化をもたらす改革は許されない

大学法人化以来教員の授業負担数が増やされ、現在、最大通年 10 コマがノルマとされている。これを時間に直すと、90 分×15×10 コマで、年間 225 時間の授業時間がノルマということになる。仮に、60 分クォーター制を導入するにしても、これを超えることは、研究・労働条件の過重・悪化を意味し、職員組合としてはこれを許すことはできない。

また、教員の健康管理の観点からすれば、週 5 コマ(\times 90 分)が、授業準備や会議も含めると、精神的・肉体的限度であり、クォーター制にした場合もこれを超えることは許されない。60 分クォーター制であれば、週 4 コマ(120 分 \times 2 \times 2)が限度である。これを超える負担は、教員の授業準備、会議を困難にし、大学の業務に支障をきたすのみならず、教員の精神的・肉体的健康をも破壊し許されない。

さらに、現行の週休 2 日制は、1987 年労基法改正により週 40 時間制になったさいに、労働省が「これを契機に週休 2 日制を定着させたい」としたことに国立大学が応えて以来定着したものである。現在公務員準拠により、岡山大学就業規則 41 条は、1 日 7 時間 45 分、週 38 時間 45 分、就業規則 42 条の2 は、週休 2 日を定める。これをゆるがせにすることは、職員組合として絶対に許すわけにはいかない。

また、研究者にとって、土曜日は、全国各地で開催される研究会や、地域との研究・教育のための実質的な研修日として欠かせないものとなっている。これを破壊することは許されない。

さらに専業の非常勤講師は、劣悪な労働環境のなかで授業をこなしている。岡大生の授業を受ける権利の質の低下にもつながる、これ以上の労働条件の悪化は許されない。

5. 学生の学習条件、生活条件の悪化をもたらす改革は許されない

[60 分講義は学生・教職員にとって本当に有益なのか]でも指摘があるように、今回の改革は学生の学習条件、生活条件に大きな影響をもたらすものである。職員組合にも学生から問い合わせが来ている。広く学生の声を聴き、学生にも説明責任を果たすことを求める。

--**-**-**--**

冒頭に述べた通り、60分講義の導入はクォーター制と併せて、教職員の労務環境に大きな影響を与える重大な変更です。組合は60分・クォーター制の導入の動きを注視し、学生や教職員の誰もが納得できる改革を行うよう大学側へ強く求めていきます。ぜひ皆様のご意見を職員組合へお寄せ下さい。